

地域日本語教室運営助成金交付要綱

令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人神戸国際コミュニティセンター（以下「センター」という。）が、地域で生活するために必要な日本語を教える日本語教室を運営する団体（以下「団体」という。）に対して、当該団体が運営する日本語教室の内容の充実に必要な経費の一部を助成する事業を行うために必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 助成事業等の対象となる団体（以下「交付対象」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 神戸市内に所在地を有すること
- (2) 活動目的・代表者など団体運営に必要な事項について定めがあること
- (3) 登録している日本語ボランティアが、資質の向上のため、別表1に示す諸団体、または、その他センターが特に認める団体の実施する日本語学習支援に資する講座等を受講するよう努めること
- (4) 学習者は、満15歳以上の神戸市在住者であること。ただし、神戸市外在住者で神戸市内に在勤・在学する満15歳以上の学習者についても、その割合が神戸市在住の学習者の学習機会を損なうものと認められない範囲内においてはこの限りではない
- (5) 地域との交流を実施していること
- (6) 営利を目的としない団体やボランティア団体による安価な受講料で学習を提供する日本語教室であること
- (7) 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験その他これに準じる試験への対策講座等の提供を主たる事業としていないこと
- (8) 政治的又は宗教的な目的を有せず、営利その他の私的な利益を主目的とした団体でないこと
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (10) その他公序良俗に反するなど、助成対象として理事長が適当でないとする団体でないこと

(交付対象事業および期間)

第3条 地域日本語教室運営助成金（以下「助成金」という。）は、第1条の目的を実現するために行われる次に掲げる事業を実施することとする。

ア 日本語を学ぶ外国人住民等に対し、地域で生活するために必要な日本語を教える地域日本語教室事業を第3項に定める対象事業期間内に11回以上実施すること

イ 地域日本語教室運営事業に関連する多文化共生事業を、第3項に定める交付対象事業期間内に複数回実施すること

2 前項に掲げる地域日本語教室運営事業と多文化共生事業については、いずれも実施すること

3 交付対象事業期間は、各年度の4月1日から2月末日までとする

(交付対象経費の算定方法)

第4条 助成金は、交付対象事業期間に交付対象が前条第1項に規定する事業の実施のために負担した経費のうち、予算の範囲内で理事長が、別表2に記載する交付限度額及び交付率、要件に基づき決定する。

(重複交付の禁止)

第5条 前条に規定する交付対象経費と重複して、その他公的機関及びそれに準ずる団体から助成金等の交付を受けてはならない。

(交付申請)

第6条 交付対象の代表者は、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を当該事業等を実施しようとする年度の理事長の定める日までにセンターに提出しなければならない。

(1) 助成金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式1-1)

(3) 収支予算書(様式1-2)

(交付の決定)

第7条 センターは、助成の可否をセンター内に設置する助成審査委員会において助成金交付申請書(様式第1号)を審査の上決定し、その結果を通知書(様式第2号または第3号)により申請団体に通知するものとする。

2 助成審査委員会の委員は、常務理事、総務部長兼事業部長、神戸市地域協働局地域協働課課長(地域共生担当)とする。

(助成事業等の変更等)

第8条 交付対象は、助成事業等の変更について承認を受けようとするときは助成金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、助成事業等の中止について承認を受けようとするときは助成事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を助成金交付決定変更通知書(様式第6号)又は助成事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、交付対象に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 交付対象は、次の書類及び必要な支出証拠書類を各年度理事長の定める日までに、理事長まで提出しなければならない。

(1) 助成事業等実績報告書(様式第8号)

(2) 事業報告書(様式8-1)

(3) 収支決算書(様式8-2)

(交付額の確定)

第10条 理事長は、前条の実績報告書受領後10営業日以内に助成金の交付額の確定を行い、次に掲げる書類により、速やかに交付対象に通知するものとする。

(1) 助成金額等確定通知書(様式第9号)

(2) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の請求)

第11条 交付対象は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式第10号)を前条の確定通知の受領後10営業日以内に理事長に提出しなければならない。なお、助成金受取り口座の名称が請求書に記載の請求者と異なる場合は、受領委任状(様式第12号)も併せて提出すること。

2 前項の請求があったときは、理事長は速やかに助成金を交付対象に支払うものとする。

(出納記録の作成と出納状況の確認)

第12条 交付対象は、事業実施にかかる経費を出納帳簿に記録する必要があるとともに、納品書や領

収書等の根拠資料を、事業実施終了後5年間は適切な方法で保管する必要がある。

2 理事長は、交付対象の活動状況及び出納状況について、随時調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第13条 理事長は、交付対象が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき
 - (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (4) 第2条の規定のいずれかの要件に該当しなくなったとき
 - (5) 第9条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
 - (6) 交付対象が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき
 - (7) 法令等に違反した団体であることが判明したとき
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき又はこの要綱に基づく理事長等の指示に従わなかったとき
- 2 理事長は、前項による取消しをしたときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該交付対象に通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年12月21日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

第2条第3号に規定する諸団体

団体
公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター
公益財団法人 兵庫県国際交流協会
公益財団法人 YWCA
公益財団法人 YMCA
特定非営利活動法人 実用日本語教育推進協会
特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター
兵庫日本語ボランティアネットワーク

(別表2)

交付限度額及び交付率

対象経費	交付限度額	交付率	要件
地域で生活するために必要な日本語を教える地域日本語教室運営事業及びそれに関連する多文化共生事業の実施に要する経費のうち、以下の経費 ・謝金 ・交通費 ・会場使用料 ・印刷製本費 ・教材用書籍	登録者数* ¹ により設定 【登録者数 29 人以下】 上限額：300 千円 【登録者数 30～49 人】 上限額：600 千円 【登録者数 50 人以上】 上限額 1,000 千円 ただし、夜間教室* ² を実施する場合、以下を交付限度額とする。 【登録者数 29 人以下】 上限額：500 千円 【登録者数 30～49 人】 上限額：800 千円 【登録者数 50 人以上】 上限額：1,200 千円	10/10	・満 15 歳以上の神戸市在住者を対象とする地域日本語教室の実施 (対象期間中 11 回以上) ・地域日本語教室運営事業に関連する多文化共生事業* ³ の実施 (対象期間中 複数回)

*¹ 登録者数

各年度 4 月 1 日～2 月末日の間に登録があり、当該期間中に地域日本語教室に複数回出席した学習者の数

*² 夜間教室

対象期間中 18 時以降に複数回開催する教室で、かつ学習時間が 1 時間半以上であること

*³ 多文化共生事業

生活ガイダンスや生活上での相談、地域行事への参加や文化体験等、地域の人との交流などを通じて、学習者が地域で生活していくことを支援する事業

